

わたしとまちの情報紙

広報サロマ

2002

6月号

No.536

佐呂間町ホームページ
<http://www.town.saroma.hokkaido.jp>



特集1 ○佐呂間町の学校再編計画(案)

特集2 ○佐呂間町のゴミ処理方法が大きく変わります

シリーズ ○佐呂間町総合(ふれあい)給食NEWS

6月11日に『第17回北海道漁港漁場大会』が開催されます。

6月18日から『第2回佐呂間町議会定例会』が開催されます。

6月30日に『第17回サロマ湖100kmウルトラマラソン』が開催されます。

特 集 佐呂間町の 学校再編成 計画(案)

近年、少子化傾向により佐呂間町の出生者はここ数年30名から50名で推移していますが、これに伴い今後の学校の児童・生徒数も減少することが確実な情勢にあります。

平成13年度からスタートしています町第3期総合計画においても適正規模の学校再編成が主要施策として位置付けられ、更に町民の皆さんから再編成についての方針を早期に提案して欲しいという要望もありました。このことから、町(教育委員会)においては、将来の学校のあるべき姿としてどのような形が望ましいのか検討を進めて来ましたが、この度基本的な考えが大筋でまとまりました。

学校再編成計画

■学校再編成の基本的な考え
①小規模校の教育活動

学校経営について
町内小学校にあつては、佐呂間小学校を除き全ての小学校が複式学級となつていきます。小規模校は「その学校

だからできる教育」「その学校でなければできない教育」を子どもや地域の実態を考慮して「特色ある教育」「特色ある学校経営」を自主的・自発的に推進しており教育的成果が評価されています。

しかし、児童・生徒数の減少による団体としての教育活動、学級数の減少による教員数の極端な減少、更には教頭・養護教諭・事務職員の未配置、また、中学校では教科担当教員の未配置など、これからの教育活動、学校経営上困難な状況となることから学校の再編成が必要となつております。

②小学校の再編成

(通学区域の変更)

通学に要する時間を考慮し、自宅から学校までの時間を30分を目途とし町内の区域を「上地区」「中地区」「下地区」に分け3校とする計画です。

*上地区：現行の栄小学校、若佐小学校で1校とします。

*中地区：現行の佐呂間小学校、知来小学校、富武士小学校、若里小学校で1校とします。

*下地区：現行の仁倉小学校、浜佐呂間小学校、幌岩小学校で1校とします。

③中学校の再編成

(通学区域の変更)

通学に要する時間を考慮し、自宅から学校までの時間を40分を目途とし、町内全域で1校とする計画です。

*中地区：現行の佐呂間中学校、若佐中学校、浜佐呂間中学校を1校とします。

す。

④児童生徒の通学手段の確保

○小学校
◇上地区

民間バスと現行のスクールバスを利用

◇中地区

若里方面
現行中学校スクールバスを利用

富武士方面
現行町営バスを利用

知来方面
新規スクールバスを購入して対応

◇下地区
仁倉、幌岩方面

新規スクールバスを購入して対応



◇平成17年度
中学校を1校に再編成
小学校を3校に再編成

◇平成18年度
中学校を1校に再編成
小学校を3校に再編成

提示
地域自治会・保護者への再編成案の
北海道教育委員会等との協議、町議
会提案

◆平成14、15年度
学校再編成の時期

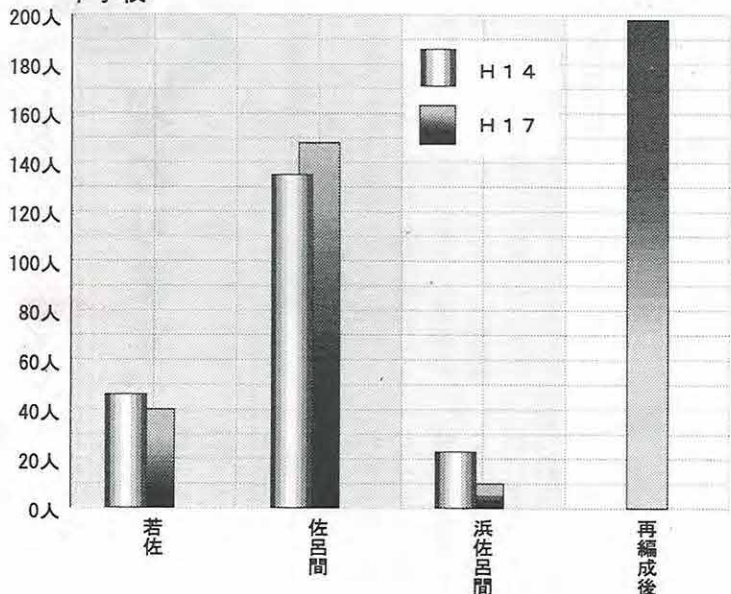
※民間バスが利用できない場合は、上
地区で更に1台必要となる見込みで
す。

○中学校
町内全域へ小学校にスクールバス配
車することで共用可能
※現行スクールバス2台と新規購入
2台の計4台が必要となる見込みで
す。



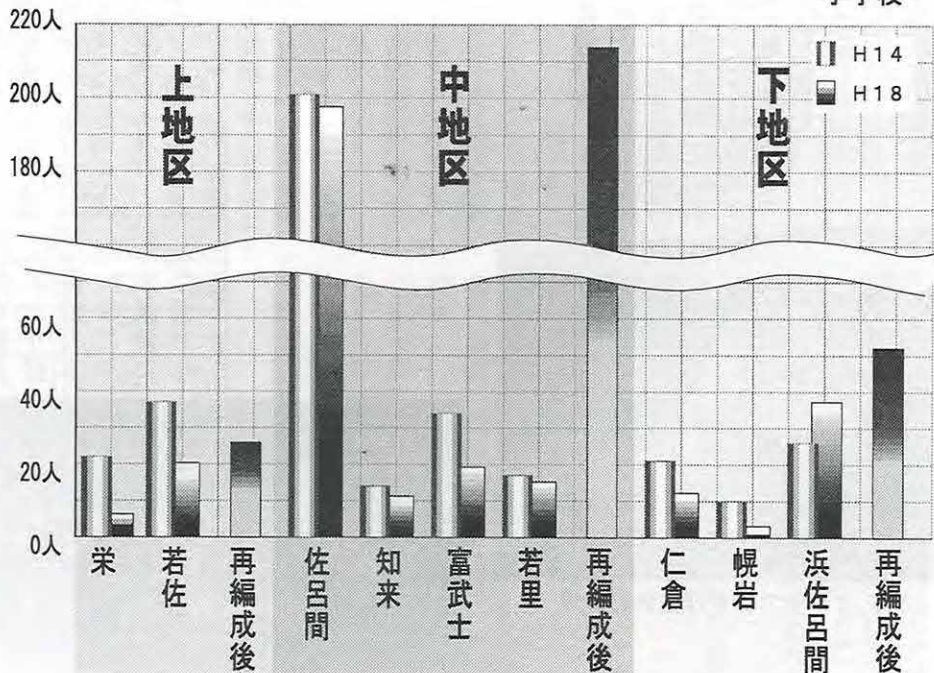
★児童生徒数の比較増減と再編生後の生徒数

中学校



- 財政上の影響予測
現在、小学校・中学校数多いことから、
学校数に同じ地方交付税が国から交
付されておりますが、学校数が減少す
ることによりこの地方交付税が段階
的に減額されることとなります。
- 今後整理検討すべき事項
- ①再編成後の学校施設(校舎・体育館・
教員住宅等)の財産処分
 - ②地域生涯教育施設としての利活用
 - ③教育職員の減少に伴う地域に与え
る影響
 - ④学校施設補助金の返還及び起債償還
 - ⑤その他

小学校



※現在、各自治会、PTA等はこの案を示し
説明させていただいておりますが、地域やP
TAで検討していただき、ご意見・ご要望等
ございましたらお寄せ下さい。

佐呂間町教育委員会 管理課
211294

特集

佐呂間町の ゴミ処理方法が 大きく変わります。

一般ゴミの分別収集が始まります
12月11日から試行開始
12月1日から完全実施

※1 一般ゴミは、現在町の焼却施設で焼却後、灰を埋め立てて処理していますが、町の焼却炉では今年12月1日から改正される法律の厳しい構造基準に適合できなくなるため「燃えるゴミ」は遠軽町の焼却炉で処理することになります。また、「燃えないゴミ」は全て町の埋め立て地で処理することになり、ゴミの処理方法が大きく変わります。

このため、12月1日からは「燃えるゴミ」と「燃えないゴミ」を分けて出していただく必要があります。

町では正しい分別方法を皆さんに知っていただくことと、ゴミの分別による排出状況を事前に調べるため9月1日から11月30日までの間を試行期間として、分別収集を開始することとしています。

(※1 「一般ゴミ」とは、粗大ゴミ及びリサイクル資源を除く家庭から出るゴミのことです。)

これからのゴミ処理は広域で

一般ゴミの焼却をなぜ遠軽町で行うのか疑問に思う方もたくさんいらっしゃると思いますが、現在使用している焼却炉の代わりに新たに焼却炉を建設しようとする、高度な処理機能を持つ、今の施設より規模の大きな焼却炉を建設する必要がありますので、建設費用が膨大にかかり町民の負担が大きくなります。

そこで、遠軽地区7カ町村(佐呂間・遠軽・湧別・上湧別・生田原・丸瀬布・白滝)では、遠軽町の既存施設を改造することで12月以降も使用できることから7カ町村で改造費を負担し共同によるゴミ処理を行うことで建設費や維持管理費の軽減を図ることになりました。すでに、ゴミの焼却以外にも広域により7カ町村が協力、実施しているものがあります。し尿の処理、浄化槽の汚泥処理、リサイクル資源の中間処理等これらは広域で処理することで建設費、維持費の軽減など大きな効果を上げております。

12月からは、ゴミの分別方法や回収日などは、7カ町村でルールづくりを決めることになっています。

一般ゴミの収集方法はこう変わる

今まで家庭から出される一般ごみは、混合のまま収集していましたが広域処理が始まると、「燃えるゴミ」と「燃えないゴミ」は分別収集することが必要になります。更に、収集日も「燃えるゴミの日」と「燃えないゴミの日」に分けて回収することになります。

燃えるゴミは遠軽町まで運ばなければならぬこと、また、燃えないゴミは全て町で埋め立て処理することなど、ゴミの収集、運搬、処理には多くの時間と経費がかかります。これらのことをご理解いただき、ゴミの分別、収集日の変更にご協力をお願いします。

また、ゴミ袋も黒いごみ袋やダンボールは中身が確認できないため、透明か半透明のゴミ袋を使用していたいただくことになり、分別されないゴミは回収できませんので、ルールやマナーを守りましょう。

■詳しい収集日や分別方法については「分別の手引き」を現在作成しておりますので、完成しましたら全戸へ配付いたします。

埋立地の延命にご協力を

町の最終処分場(埋立地)は昭和56年以来、20年余りにわたり佐呂間町のごみを埋め立ててきましたが、その結果、埋める場所が徐々になくなりあと5年から7年で埋立地が満杯になってしまうと予想されています。

埋め立てるごみの量を減らすのに大きな役割を果たすのがリサイクルです。リサイクル資源は紙類を除くと

そのほとんどが、燃えないもの又は燃やすことのできないものですが分別をしなければ全て直接埋め立てなければなりません。リサイクル資源をしっかりと分別することで埋立地の延命に大きな役割を果たすこととなります。

最終処分場の建設には、環境問題や膨大な建設費がかかるため、埋立地が1年でも長く使えるよう直接搬入されるごみの減量にご協力ください。

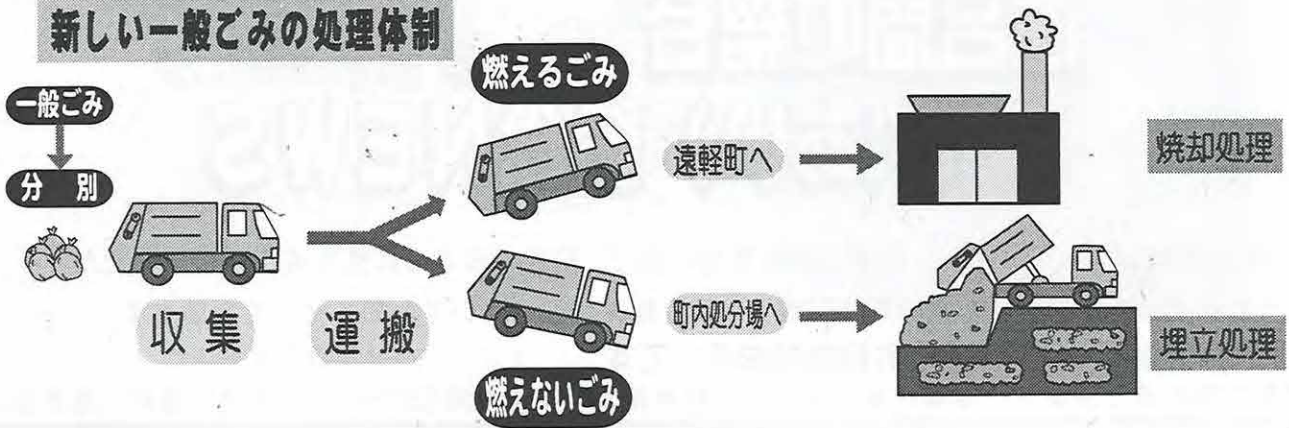


一杯になりつつある埋立地の全景



積み上げられたのゴミの山

新しい一般ごみの処理体制



1ヶ月で集められたリサイクル資源

■リサイクル資源の
分別品目が増えます。

現在、佐呂間町のリサイクル資源の分別品目は、空缶類、びん類、ペットボトル、発泡スチロール、牛乳パック類、ダンボール、新聞紙、雑誌類の8種類となっています。

これに加えて年内には、その他プラスチック類が加わるのがすでに決まっています。その他プラスチックとは、ビニール製の容器や包装、石油化学製の容器や包装が対象となります。これに属する製品は意外に多く洗剤の容器や買い物袋(ビニール製)、お弁当の容器等が該当してきます。

分別品目が多くなりますので注意してください。



広域で中間処理されたリサイクル資源

※お願い
11月30日までに一般廃棄物最終処分場(埋立地)へ直接搬入される場合は、トラック等の荷台の上で燃えるごみと燃えないゴミに分けて搬入してください。燃えるゴミは焼却処理し減容して埋め立てています。また、一般廃棄物でも石・土・コンクリート・ブロック・建物の廃材は、埋立地の残容量を圧迫することから一切受入れできませんのでご理解をお願いします。

また、受入れできないゴミを搬入した場合は管理人に受入れを断られることがありますので管理人の指示に従って適正な処理をお願いします。

○ご意見、ご質問がありましたら、
町民課 生活環境係
2-11213

燃えるごみ

生ごみ・茶かす・コーヒーがら
紙箱・紙オムツ・葉書・封筒・紙袋・衣類・ぬいぐるみ・バスタオル・小枝・落ち葉・庭の草
積木・靴・カバン・バック・野球のボール・ゴム長靴等
燃えるもので、資源リサイクルに分別できないもの。

燃えないごみ

洗面器・プラスチック製の食器
茶碗・湯のみ・花瓶・コップ・銅・やかん・包丁・はさみ・カセット用コンロ・スプレー・カントースター・ドライヤー・傘・ハンガー・燃えないものと一緒にしているもの等
燃えないもので、資源リサイクルに分別できないもの。

資源ごみ

空缶類・びん類・ペットボトル
発泡スチロール・ダンボール
牛乳パック・新聞・雑誌
今年中にプラスチック類が追加

粗大ごみ

机・テーブル・ソファ・ベット
たんす・ステレオ・自転車・布団
等大型の一般家庭からでるごみ
※家電リサイクル対象は除く

佐呂間町の分別

佐呂間町総合

(ふれあい) 給食NEWS

『佐呂間町総合（ふれあい）給食』事業実施に向け、町民の皆さんに更なるご理解をいただけるよう、今後とも町広報紙を通じて計画内容や取り組み状況についてお知らせしていきます。

今日の内容は『福祉給食の目指すもの』です。

給食に関するご意見・ご要望がありましたら総合給食事業推進室(Tel2-1227)までご連絡ください。

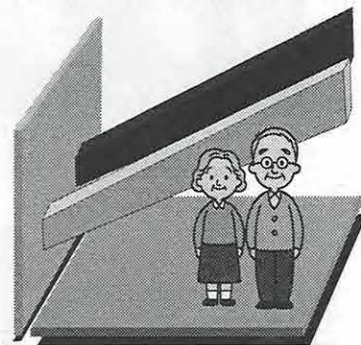
● かつて経験のない高齢社会の到来!! ●

日本の高齢社会は、西欧諸国と比較して、著しく速いスピードで進行しています。これまでも西欧諸国と比較すると2倍から4倍のスピードで高齢化率が上昇していったのですが、さらに高齢化はとどまるところを知らず、1995年には高齢化率(65歳以上人口比率)が14.5%であったのに、2006年に世界で最も早く20%に達した後、2020年には26.9%、ピーク時の2049年には32.3%にまで上昇すると予測されています。

つまり、1995年にはおよそ7人に1人が65歳以上であったのに対し、2049年には3人に1人が65歳以上になり、2人で1人の高齢者を支えていくこととなります。

佐呂間町においては更に高齢化のスピードは速く、1995年には高齢化率が21.5%であったのに対し、2011年には33.1%になると予測されます。

このことから、高齢者を社会全体で支えることが必要であり、地域全体・ボランティアの役割が重要な課題であると言われていきます。



福祉給食の目指すもの

先に述べたように、私たちがかつて経験したことのない高齢社会が到来します。この高齢者の方々が「健康で生きがいをもって、安心して暮らしていける」かが大きな課題であるとともに、身体の機能の低下によって日常生活に困難を来たす方も増えてきています。

このような背景から佐呂間町では左記のことを目的とした「福祉給食」の実現に向け取り組んで参ります。

福祉給食の目的

福祉給食は、宅配を基本として考えておりますが、単に、食事を提供することだけではなく、様々な角度から「味付け」をし、「給食」を通して幅広い効果を得ることを目的としています。



1 高齢者の健康づくり

栄養のバランスやカロリーを考慮した給食を提供し、食べることから健康づくりをしていただき、「元気老人」となるよう支援をします。



2 食事を作ることが困難な方への給食の提供

独居老人、高齢者のみの世帯、また身体に障害があり、食事を作ることが困難な世帯を対象に、定期的な給食サービスを行い、「食べることの楽しさ」＝「食楽」を感じていただき、「充実した生活」＝「生きがい」がもてるよう支援をします。



3 宅配を利用した安否確認

給食を届ける機会を利用して、高齢者へ声をかけてふれあいを深めたり、安否の確認の場とします。

4 食生活改善の機会の提供

「健康づくり事業」や「食生活改善事業」などのソフト事業を組み入れることにより、給食を通して「食に対する意識」を高めていただき、普段の食生活を見直していただけるような給食事業を目指します。



5 地域提案型の給食

対象者以外の町民の方にも、給食メニューやレシピを紹介し、毎日の献立に活用していただく。また逆に、町民の方から新しいメニューを募集するなど、地域提案型の給食を目指します。



6 住民参加型の給食

給食に使用する食材、野菜づくり、宅配ボランティアへの参加、給食運営のアドバイスなど、給食事業へ側面から参加していただき、住民参加型の給食を目指します。

福祉給食は、行政が全てを行う事は難しいと考えており、「元気老人」「食楽」「生きがい」「住民参加」を大きなテーマとして、地域全体で支えていただける福祉給食を目指していきたいと考えています。

くらしの情報 BOX

しせ町民課 おら 問合せ先

Tel 2-1213

■戸籍年金係から

国民年金保険料の免除

学生納付特例申請はお早めに

国民年金には、任意加入を除く第1号被保険者の方で、経済的な理由や災害・失業などにより保険料を納めるのが困難な場合、前年の所得により申請して承認されると保険料が免除される制度があります。

4月からは、これまでの全額免除に加え、保険料の半額(月6650円)を免除する半額免除制度がスタートしました。

この制度は、保険料を全額納めることは困難でも、将来受け取る老齢基礎年金額を少しでも増やしたいという方のために、申請により保険料の半額を免除し、半額を納めていただくものです。

全額免除となるか半額免除となるかは、申請により前年の所得に応じて決まります。

保険料の免除を受けたい方は申請した月の前月分の保険料から免除となるため、お早めに役場戸籍年金係で

手続きをしてください。
なお、免除された期間については年金が減額となるため、10年間さかのぼって後から納めることができる「追納制度」があります。

学生納付特例制度の

対象範囲が拡大

学生納付特例制度は、学生本人の所得が一定以下の場合に、申請して承認を受ければ保険料が後払いできる仕組みです。

4月からは対象となる学校の範囲が拡大され、これまで対象外だった夜間・定時制・通信制課程の方も対象となりました。

学生納付特例期間から10年以内であれば、保険料を追納することができますので、学校を卒業したら忘れずに追納しましょう。



〈国民年金の請求手続きについて〉

6月中に65歳になる方は老齢基礎年金の裁定請求手続きができますので、誕生日後に町民課戸籍年金係で手続きを行ってください。

(※国民年金第一号期間のみの方)

持参するもの

- 印鑑
- 本人及び配偶者の年金証書(年金受給者)
- 本人及び配偶者の基礎年金番号通知書
(交付を受けている場合)
- 戸籍謄本交付手数料
- 預金通帳 (自動振込を希望の場合)

しせ 保健福祉課 おら 問合せ先

Tel 2-1212

■医療保健係から

「道老」をご存じですか?

本町では、65歳以上70歳未満の夫婦(一方が60歳以上)及び、単身世帯の方で、特定の方を対象として、医療費の自己負担額の一部を給付助成する老人医療費制度を実施しております。

《要件としては》

- ▼医療保険各法による被保険者若しくは組合員、被扶養者
- ▼年齢が65歳以上
- ▼18歳以上の子がいないこと(子がいなくても6カ月以上別居している場合は、規定の所得に応じて対象となる場合もあります。)

□水道使用に当たって□

使用開始及び休止、引っ越し、名義人の変更、用途の変更、栓数の変更、納入通知書・口座振替済通知書の郵送先の変更などがあるときは、あらかじめご連絡ください

また、手続きをされる際には、印鑑を必ずご持参下さい。

▼連絡先 水道課 Tel:2-1215

□若佐診療所からのお知らせ□

▼医師不在のため診療時間変更

6月18日(火) 10時より診療開始

▼医師不在のため休診

6月24日(月) 27日(木) 28日(金)

町民の皆様にはご迷惑をおかけいたしますがよろしくお願い致します。

- ▼単身世帯、老人世帯又は老人と児童の世帯に属している
- ▼世帯に属する者が、規定の所得以下であること
- ▼老人保健法の対象でないこと
- ▼生活保護法の保護を受けていないこと

■福祉係から

しあわせ・応援・ネットワーク
民生委員児童委員の
「あい言葉」です

民生委員児童委員は、地域の誰もが
幸せで安心した生活をおくれるよう
に応援します。

何か心配ごとがありましたら民生
委員児童委員にご相談ください。民生
委員児童委員の中には、子どものこと
を専門に担当し、活動する「主任児童委
員」もいます。いずれも任期は3年間で
す。もちろん個人の秘密は守ります。

◆こんなとき民生委員児童委員へ
《在宅生活に関すること》

◆毎日の介護で困っていること
◆福祉サービスの利用に関すること
（ホームヘルプ、給食、移送、除雪サ
ビスなど）

◆施設利用に関すること（デイサービ
ス、ショートステイなど）

◆介護保険制度に関すること

◆その他

《暮らしのこと》

◆住まいに関すること
◆近所付き合いに関すること
◆生活費に関すること（職業や年金な
ど）

◆生活福祉資金など各種貸付制度の
利用に関すること

◆生活保護に関すること

◆遊び場、通学路などの危険箇所に関
すること

◆公害や環境衛生に関すること



◆その他

《家族関係のこと》

◆結婚、離婚に関すること

◆親子関係に関すること

◆扶養に関すること

◆相続に関すること

◆その他

《育児・教育のこと》

◆育児やしつけに関すること

◆いじめや不登校に気付いたとき

◆学校生活の悩みに関すること

◆非行に関すること

◆その他

《その他の困りごと》

◆心身の疾病や障害に関する相談等

民生委員児童委員の家は青い
門標が目印です。



児童手当現況届を

忘れずに提出しましょう

現在、義務教育就学前まで支給され
ている児童手当を受けている方は6
月10日から6月25日までの間に「児童
手当現況届」を提出して下さい。

この届は、毎年6月1日における状
況を記載し、児童手当の支給を引き続
き受ける要件があるかどうかを確認
するための大切な届ですから、必ず期
限までに次の関係書類等をご持参の
うえ提出して下さい。

この届を提出されない場合、受給資
格があっても6月分以降の児童手当
の支払を受けることができなくなり
ます。なお、公務員や公共企業体の職員
の方は勤め先に届け出て下さい。

《持参する物》

- 印鑑
- 国民年金以外に加入している方のみ年金加入証明書
- 平成14年1月1日以降に佐呂間町に転入された方は前
住所より平成14年度所得証明(児童手当用)を取り寄せ
て下さい。

《提出先》

- 若佐支所
共立・大成・栄・啓生・若佐・栃木・中園・川西・武士
- 浜佐呂間出張所
仁倉・浜佐呂間・幌岩・浪速
- 役場保健福祉課福祉係
朝日・富丘・佐呂間市街・富武士・若里

しせ建設課

おら 問合せ先 TEL 2-11210

■管理係から

公営住宅の空家状況について
平成14年5月16日現在の町営住宅
の空家状況をお知らせいたします。

西富団地	1階3LDK	1戸		16,100円~
緑園団地	1階2DK	5戸	※	4,800円~
〃	1階3DK	2戸	※	8,100円~
若佐第1団地	1階2DK	3戸	※	5,100円~
栄団地	2階3LDK	2戸		15,700円~
富武士共和団地	1階2DK	5戸	※	5,200円~
〃	1階3DK	5戸	※	6,000円~
〃	1階3DK	1戸	※	7,500円~
若里団地	1階3DK	3戸	※	8,800円~
浜佐呂間第3団地	2階3LDK	1戸	※	17,300円~

※印は、50歳未満でも単身入居が可能な住宅です

☆入居の申込、家賃・敷金、入居者資格
等詳しい内容については、管理係まで
お問い合わせ願います。
又、空家のない団地への入居申し
込みの予約も受付いたします。
(※入居の決定を確約するものではあ
りません。)

本年7月19日で任期満了となります農業委員会委員の選挙が、7月7日に行われます。有権者及び立候補予定者並びにその関係者は、次の事項を十分留意願います。

◆選挙期日

- ◎投票日 7月7日(日) 午前7時～午後6時
- ◎選挙の告示 7月2日(火)
- ◎開票 7月7日(日)午後7時から
町民センター集会室
- ◎選挙する委員 15名

◆有権者について

この選挙は、平成14年1月1日現在により調整し、縦覧のうえ3月31日に確定した農業委員会委員選挙人名簿を用いて行います。

選挙権のある方は、この名簿に登録されていて現に本町に居住し農業に従事している方です。

◆立候補届出について

- ◎立候補の届出期間は7月2日午前8時30分から午後5時までの1日間です。
- ◎郵便による届出は一切認められません。

農業委員会委員選挙

投票日は7月7日

◎立候補予定者説明会を次のとおり行います。

- 日程 6月21日(金)午前10時から
- 場所 佐呂間コミュニティセンター集会室

◆不在者投票について

◎投票日の当日、投票所へ行けない方は次の期間不在者投票ができます。

◎不在者投票を行える期間

7月2日(火)から7月6日(土)までの間、毎日午前8時30分から午後8時まで。

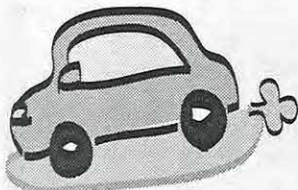
◎不在者投票を行える場所

選挙管理委員会事務局(役場内)

◆投票所入場券について

有権者に送付する入場券は7月4日頃到着するよう郵送いたしますが、選挙権があっても到着しない方は、選挙管理委員会事務局へお問い合わせ下さい。

その他ご不明な点につきましては、選挙管理委員会事務局へお問い合わせ下さい。 電話 2-1292



セーフティラリー北海道2002

禁50 7/1 - 10/31 万円の旅行クーポンが当たるかも!?

セーフティラリー北海道2002は、7月1日から10月31日までの123日間、無事故・無違反で安全運転を競っていたく大規模な交通安全活動です。

悲惨な交通事故の当事者にならないよう、職場の同僚・友人・知人・家族などと参加してみませんか。

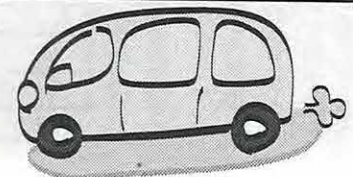
内容 免許があれば、1人でも3人(ファミリー)でも5人(団体)でも参加できます。無事故・無違反を達成したチーム・個人を対象に、それぞれ抽選が行われます。

参加費 1人700円
(参加者の無事故無違反証明の審査手数料です) 個人700円、ファミリー2,100円、団体3,500円
※その他払込手数料が参加者負担となります。

申込み方法・お問い合わせ

申込用紙(振込取扱票)に必要事項を記入し、6月30日までに郵便局で申し込みください。申込用紙は、役場町民課住民活動係まで。(TEL 2-1213)

団体ラリー (5人で1チーム参加)		
セーフティラリー大賞	50万円の旅行クーポン券	1本
セーフティラリー優秀賞	25万円の旅行クーポン券	2本
セーフティラリー賞	5万円の旅行クーポン券	7本
ファミリーラリー (3人で1チーム参加)		
セーフティラリー大賞	30万円の旅行クーポン券	1本
セーフティラリー優秀賞	15万円の旅行クーポン券	2本
セーフティラリー賞	3万円の旅行クーポン券	5本
個人ラリー (1人で参加)		
セーフティラリー大賞	10万円の旅行クーポン券	3本
セーフティラリー優秀賞	5万円の旅行クーポン券	5本
セーフティラリー賞	1万円の旅行クーポン券	50本
セーフティラリー特別賞	ハイウェイカードなど	300本



サロマ湖フォトコンテストvol. 5 応募作品募集中!!

佐呂間町観光協会では、今年も日本で三番目に大きな湖「サロマ湖」をメインとした写真コンテストを開催します。審査員は観光協会の会員がつとめます。したがって応募される写真はプロが撮影した写真を審査する能力はありませんが、サロマ湖を訪れ、サロマ湖に魅力を感じ、何気なく撮した写真を少し大きく引き伸ばし応募して下さい。もちろんプロの方でも応募されてかまいません。



★テーマ サロマ湖の何気ないひとコマ

- 【応募作品】 サロマ湖をテーマに撮影した作品
 【応募資格】 特にありません
 (テーマとする地域以外に在住する方大歓迎)
 【応募期間】 平成14年10月31日必着のもの
 【応募規定】

- 1 作品は応募者本人が、直接撮影した未発表のものに限ります。
- 2 応募作品は、カラー又はモノクロで四つ切りか四つ切りワイドとしプリントされたものに限ります。組写真による応募は不可。
- 3 入賞した場合は、ネガ、又はポジを提出すること。APSフィルムは不可。デジタルカメラによる撮影及びプリントは不可。
- 4 応募者は、撮影場所、撮影年月日、タイトル、氏名、住所、電話番号、年齢を明記した応募用紙を、作品の裏にお貼り下さい。

5 応募作品は、平成13年10月以降に撮影したものの。

【表彰】

- | | | |
|--------|-----|---------|
| グランプリ | 1点 | 賞金 10万円 |
| 準グランプリ | 1点 | 賞金 5万円 |
| 入賞 | 3点 | 賞金 3万円 |
| 佳作 | 10点 | 賞金 1万円 |
| 参加賞 | 全員 | 記念品 |

【応募先・問合せ】

北海道常呂郡佐呂間町字永代町3番地(商工会内)
佐呂間町観光協会

TEL 2-3448 FAX 2-3267

※受賞については直接本人にご連絡いたします。尚、入賞作品の著作権は主催者に帰属します。
全ての応募作品、提出物については、返却いたしません。

■許すな密入国 なくそう不法就労■

法務省の統計によると、現在、日本には密入国等の不法滞在外国人が約23万人いると言われていています。

不法滞在者は各種犯罪の温床ともなっており、これら外国人による殺人・強盗などの凶悪犯罪や密輸・密入国などの組織犯罪も増えているのが現状です。

皆様の理解と協力のもと、不法滞在者による犯罪防止と不法就労を助長する社会環境を排除する活動と一緒に取り組んでいきましょう。

遠軽警察署(01584-2-0110)

■陸上自衛隊

遠軽駐屯地創立51周年記念行事■

- ◆記念日 6月16日(日)
駐屯地開放時間: 8時30分~14時30分
みなさん、お気軽にお越しください。
- ◆記念式典・観閲行進 9時~10時30分
- ◆訓練展示 11時~11時30分
- ◆その他 戦車体験試乗、装備品展示、ストラックアウト、模擬売店(カレー・うどん・そば・焼き鳥など)

※遠軽自衛隊の50年の歴史探訪: 駐屯地史料館

■税務職員募集■

札幌国税局では、税務職員を募集しています。

(採用後、税務大学校普通科へ入校)

人事院が実施する国家公務員採用Ⅲ種試験(税務)の最終合格者の中から採用されますが、採用試験の概要は次のとおりです。

- ◆受験資格 昭和57年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた方。
- ◆試験の程度 高等学校卒業程度
- ◆受験申込受付期間
6月19日(水)~6月26日(水)までの間
- ◆受験申込先 人事院北海道事務局
(〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目)
- ◆試験日
第1次試験: 9月8日(日)
(教養試験・適性試験・作文試験)
第2次試験: 10月17日~10月24日までの間の指定する1日(人物試験及び身体検査)
- ◆合格者の発表日
第1次試験合格者発表日: 10月11日(金)
最終合格者発表日: 11月14日(木)

申込用紙の請求など詳しいことは、札幌国税局人事第二課人事専門官(TEL011-231-5011 内線2315)又は北見税務署総務課(TEL0157-23-7151)にお尋ねください。



勲五等瑞宝章を受章

平成14年春の叙勲において、室井四郎さん(仁倉)が、勲五等瑞宝章(自治功労)を受賞されました。今回の受賞は、室井さんの永年に亘る地方自治及び農業の発展に対する功績が認められたものです。

昭和40年から平成9年まで佐呂間町議会議員として32年在職し、この間社会文教委員長、佐呂間町監査委員(議会議長選出)などを歴任し、また佐呂間町農業協同組合理事を18年間勤められました。



～公園や道路などのゴミ拾い～

佐呂間老人クラブ

5月13日、佐呂間老人クラブのみなさんが、小公園から保育所・幼稚園付近、鉄道公園からスター駐車場付近、100年広場駐車場から公園内及び道路脇などのゴミ拾いをしてくださいました。

毎年、雪が解けると道路脇にはたくさんのゴミや空き缶などが目立ちますが、佐呂間老人クラブでは10年以上も前から春には佐呂間市街、秋にはキムアネップのゴミ拾いを行っています。燃えるゴミ、空き缶、ビンなどの分別もしています。

今回は、それほど多い量のゴミではなかったようですが、一人ひとりがマナーを守り、いつもきれいな街・公園であってほしいと思います。

佐呂間老人クラブのみなさん、ありがとうございました。

topics

まちの話題

話題・出来事などみなさんからの情報をお待ちしています。

町民課 住民活動係

TEL 2-1213

～交通安全旗を交換～

バレーボール少年団

5月24日佐呂間バレーボール少年団9名と育成会の方々が、役場前、小公園、西富公営住宅から佐呂間小学校までの通学路に設置してあった交通安全旗と防犯旗の交換を行いました。

昨年の秋に設置された旗は、雨風や雪で色あせてぼろぼろになっていましたが、鮮やかな黄色にももちゃんが描かれた新しい交通安全旗になりました。

佐呂間町から交通事故がなくなるよう、また通学中の児童が交通事故に遭わないよう願いを込めての交換です。

町民一人ひとりが交通ルールを守り、事故に遭わない起こさないように心がけましょう。



このサービスは、平成13年に地方公共団体の特定の郵政官庁における取扱いに関する法律が公布され、地域住民のニーズをより効果的に提供するため、地方公共団体と郵便局が連携を図ることとしたものです。

～まちと郵便局が

業務委託契約を交わしました～

5月1日、佐呂間町と北見栄、佐呂間、若佐、浜佐呂間、計呂地郵便局が業務委託契約を締結しました。

業務の内容は、各郵便局の郵便配達員が高齢者等に声をかけたり、健康状態、安全確認などの行うほか、家電等の不法投棄を発見した時は、町に情報を提供するサービスです。



毎月1日は佐呂間町交通安全の日、
毎月15日は道民交通安全の日

セーフティロード・サロマ

■運転免許更新の負担軽減や違反の罰則強化など道路交通法及び同施行令の一部改正になりました。セーフティロード・サロマでは何回かに分けて、主な改正点を紹介していきます。今回は運転免許更新に関する改正点を下の表にまとめましたので紹介します。

交通安全スローガン
そこちがう
しましまマークがついてない

内 容	現 行	改 正	備 考
免許の有効期間の延長	原則3年(優良者)	原則5年	但し ・違反運転者、初心運転者は3年 ・高齢運転者 71歳 4年 72歳以上 3年
更新期間の延長	誕生日の1カ月前から	誕生日の前後1カ月	
講習が4区分に	優良講習 一般講習	優良講習 違反運転者講習 一般運転者講習 初回更新者講習	・違反運転者(点数4点以上) ・一般運転者(軽微違反1回) ・初回運転者(初めての更新)
更新申請場所の特例	住所を管轄する警察署	優良運転者のみ、他の公安委員会を経由して申請可能	・全国の警察署で手続き可能
免許欠格事由の一部廃止	精神病者、知的障害者、てんかん病者、目が見えない者、耳が聞こえない者、口が開けない者には、免許を与えない。	欠格事由の一部廃止(全て試験で判定)	
高齢運転者標識の表示義務	75歳以上の運転者	70歳以上の運転者	標識は従来と同様
高齢者講習の受講義務	75歳以上の運転者は、2カ月以内に受講義務	70歳以上の運転者は、3カ月以内に受講義務	チャレンジ講習の導入(10分間の技能講習)
肢体不自由者標識の表示	なし	肢体不自由が運転に影響を及ぼす恐れのあるときは、標識を付けて運転するように努めなければならない。	標識は総理府令で定める
運転経歴証明書の交付	なし	自己の申請により免許取消を受けたときは、1カ月以内に申請すれば、運転経歴証明書の交付が受けられる。	

道路交通法が6月1日より一部改正されます。

遠軽警察署管内 町村別交通事故発生状況

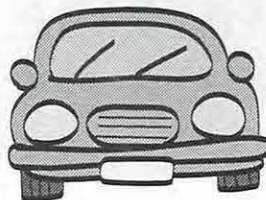
(平成14年4月末現在)

	発生件数		死者数		傷者数	
	14年	13年	14年	13年	14年	13年
佐呂間町	2	6	0	2	2	22
遠軽町	14	21	1	0	17	24
上湧別町	8	3	2	0	9	4
湧別町	4	7	0	1	5	10
生田原町	4	2	0	0	16	3
丸瀬布町	1	0	0	0	1	0
白滝村	0	0	0	0	0	0
計	33	39	3	3	50	63

(※発生件数は人身事故のみの件数です。)

レジャー型事故を防ぐ
例年これからの季節は、観光やドライブ等による事故、いわゆるレジャー型の事故が発生しています。特に若者による速度の出し過ぎ、無理な追越などの原因で対向車へのはみ出しによる正面衝突や路外転落等の事故が多発し、多くの尊い人命が失われています。また、レジャー型事故は家族で複数が犠牲になる悲惨なケースが特徴です。こうした事故を防ぐためには、運転者自身が「安全で、楽しく、快適なドライブ」を心がけることが大切です。

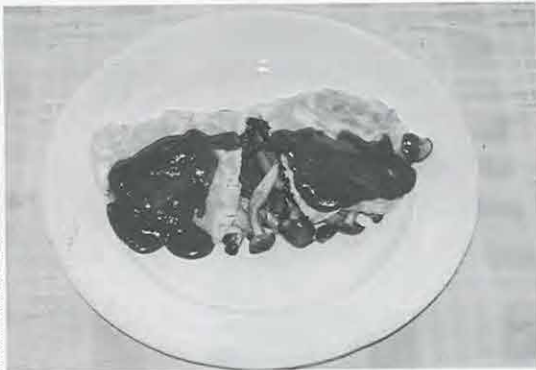
- 余裕のある計画と運転
- ①健康、体力に余裕をもった運転
- ②運転経路の事前確認とチェック
- ③余裕を持った出発・帰路時間の計画
- ④運転技能と車両の性能を知った上での余裕のある運転
- 同乗者の安全を守る運転
- ①運転者は同乗者の安全を守る義務があることを再認識する
- ②「子ども、高齢者」の乗車場所の検討
- 同乗者も運転補助者
- ①助手席で居眠りをしない
- ②後退時等の誘導
- ③危険予知の告知





食生活改善委員会
トウモロライフさるま

ほうれん草と
きのこのオムレツ



【料理の豆知識】

昔から水と油は交じり合うことはないといわれていますが卵には水と油を交わせる不思議な力があります。この不思議な力を利用して作られるのが「マヨネーズ」です。マヨネーズは卵黄に酢とサラダ油を交互に少しずつ加えながら混ぜて作りますが、卵黄に含まれるレシチンという成分が、酢と油をきれいに混ぜ合わせる働きをしているのです。これを利用すれば家庭でもオリジナルのマヨネーズが簡単に作れます。

〈材 料〉（1人分）

- ・卵 2個
- ・しめじ 1/4パック
- ・生しいたけ 2個
- ・サラダ油 小さじ1
- ・塩・こしょう少々
- ・バター 小さじ1
- ※ソースは市販のデミグラスソースを使用

【作り方】

- ① 卵は割りほぐします。ほうれん草は軽くゆでてから、3cmの長さに切り分けます。
- ② しめじは、石づきをとり小房に分け生しいたけはみじん切りにします。



- ③ フライパンにサラダ油を熱し、しめじ、しいたけ、ほうれん草を軽くいため、塩・コショウで味を調え、具を一度取り出しておきます。

- ④ フライパンにバターを熱し、割りほぐした卵を流し入れかき混ぜながら半熟状に丸く広げて焼きます。



- ⑤ ④のやや端に③のをのせ、折り返して包みオムレツ形に調えます。

- ◆社会福祉協議会へ
 - 香典返しを廃して
 - (亡母 豊美さん)
 - 浜佐呂間 室井 淳さん
 - (亡夫 寛さん)
 - 浜佐呂間 杉谷 仁子さん
 - 社会福祉事業に対して
 - 関東 正浩さん
 - 全快祝いに対して
 - 宮前町 小林 小市さん
 - ◆特別養護老人ホームへ
 - 若里 木村 政一さん
 - ◆佐呂間老人クラブへ
 - 幸町 吉野 与作さん
 - ◆西富老人クラブ
 - (亡夫 雄次さん)
 - 西富 佐々木よね子さん
 - ◆知来老人クラブへ
 - 香典返しを廃して
 - (亡夫 力智さん)
 - 知来 伊東 芳江さん
 - ◆仁倉老人クラブへ
 - 離郷に際して
 - 仁倉 中村 幸雄さん
 - ヒデ子さん
 - 転勤、離郷に際して
 - 仁倉小学校校長 佐藤 昭男さん

あたたかいご寄付
ありがとうございます

- 全快の内祝い
- 仁倉 江淵 久次さん
- 大塚美代子さん
- 九十歳誕生を喜び
- 仁倉 廣瀬ミトリさん
- 老人クラブ入会に際し
- 仁倉 惣田富慈子さん
- 老人クラブ活動へ協力
- 仁倉 室井 ツルさん

忘れずに!!

今月は、町道民税第1期の納期です。
忘れずに納めましょう。

完納豊明町
でかなるいうくり



2年生

山山青
山口野

桃佳純
花亮貴

さくく
んんん

絵の具をきりふきで吹いたり、ストローで吹いたり、クレヨンではじかせたり、いろいろな技法を使って、夢いっぱいのとても楽しい絵が描けました。



5年生

武田 朋也 くん

たった1人の5年生ですが、日々『成長』しています。

人のうごき

— 4月末現在 —

世帯数	2,491戸(+38)
人口	6,712人(+39)
男	3,238人(+21)
女	3,474人(+18)

()内は前月比です。

編集後記

▼先月は火事が多発しました。山火事もありましたが、今年は、春先から暖かく乾燥した日が続いていたので木なども燃えやすくなっていました。
火事が起きては、大変ですので火の始末には十分気をつけたいものです。

表紙

◆ホタテの稚貝放流の様子